

厚生労働省と認可法人外国人技能実習機構との間の情報提供等に関する確認書

開海発 0329 第 2 号  
基監発 0329 第 2 号  
基保発 0329 第 1 号  
平成 30 年度外技監発第 97 号  
平成 31 年 3 月 29 日

厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官  
厚生労働省労働基準局監督課長  
厚生労働省労働基準局労災保険業務課長  
認可法人外国人技能実習機構監理団体部長

厚生労働省及び認可法人外国人技能実習機構は、標記について、別紙のとおり確認する。

## 厚生労働省と認可法人外国人技能実習機構との間の情報提供等に関する確認書

### 1 趣旨

本確認書は、厚生労働省と認可法人外国人技能実習機構（以下「機構」という。）が、保有する情報のうち、技能実習生の適正な労働条件の確保及び技能実習制度の適正な運営を図るため、必要な情報を提供する際の手続等を定めるものである。

なお、本確認書に基づく厚生労働省及び機構による情報提供及び收受は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 8 条及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 9 条の規定において、個人情報の提供を受ける行政機関及び法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときは、保有個人情報を提供することができることとされていることに基づくものであり、また、厚生労働省情報セキュリティポリシー等及び機構情報セキュリティ対策基本方針等にそれぞれ従うものとする。

### 2 厚生労働省及び機構が行う措置

- (1) 労災保険業務課及び機構は、提供を受けた情報について、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる。
- (2) 監督課及び機構は、提供を受けた情報について、技能実習生の適正な労働条件の確保及び技能実習制度の適正な運営のみを目的として利用し、その他の目的で利用することや、他者に提供することは行わないこと及び提供を受けた情報の機密性を保持することを確保するものとする。
- (3) 本確認書に基づく情報提供に関する必要な調整は、厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室（以下「参事官室」という。）が行うものとする。

### 3 情報提供の内容及び連携方法

労災保険業務課から機構への情報提供及び機構から労災保険業務課への情報提供の内容については、技能実習生の適正な労働条件の確保及び技能実習制度の適正な運営に当たって必要なものに限るものとし、その具体的な内容及び連携方法については、別途作成する「外部インターフェース仕様書（厚生労働省－外国人技能実習機構）」によるものとする。

### 4 その他

- (1) 監督課及び労災保険業務課は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平

成 11 年法律第 42 号) 又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) により、本確認書に基づき機構から提供を受けた情報に関する開示、訂正又は利用停止の請求が監督課及び労災保険業務課に対してなされた場合は、参事官室を介し、機構と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 機構は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律第 140 号) 又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 59 号) により、本確認書に基づき労災保険業務課から提供を受けた情報に関する開示、訂正又は利用停止の請求が機構に対してなされた場合は、参事官室を介し、監督課及び労災保険業務課と協議の上、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 本確認書に規定されていない事項又は疑義が生じた事項については、厚生労働省及び機構がその都度協議の上、定めるものとする。
- (4) 本確認書は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。